

事務連絡
平成25年1月30日

各指定訪問リハビリテーション事業所
各指定通所リハビリテーション事業所
各指定居宅介護支援事業所

} 管理者 殿

岡山県保健福祉部
長寿社会課
事業者指導班

短期集中リハビリテーション実施加算の取扱いについて

このことについて、平成20年10月24日付け事務連絡を行っているところですが、介護保険法（平成9年法律第123号）及び「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年厚生省告示第19号）の改正に伴い、別紙のとおり変更いたします。

今後も適切に処理されますようよろしくお願いいたします。

短期集中リハビリテーション実施加算 Q & A

Q 1 短期集中リハビリテーション実施加算の算定に当たっては、退院（所）日又は認定日から起算することとなっているが、「認定日」とは市町村の認定年月日のことなのか、それとも認定有効期間初日のことなのか。

A 1 「認定日」とは、法第 19 条第 1 項に規定する要介護認定を受けた日であるが、法第 27 条第 8 項により、要介護認定はその申請のあった日にさかのぼってその効力を生ずるとされていることから、認定有効期間初日が認定日である。（厚生労働省確認済み）

Q 2 既に認定年月日を起算日として算定している場合は、どのように取扱えばよいのか。

A 2 既に認定年月日を起算日として算定している場合には、起算日を変更する必要はないが、平成 21 年 1 月 1 日以降の算定は、Q 1 のとおり取扱うものとする。

Q 3 「認定日」には、更新・変更認定は含まれないのか。また、要支援から要介護となった場合はどうか。

A 3 法第 28 条、法第 29 条に規定する更新・変更認定は含まれないが、要支援から要介護となった場合は含まれる。

Q 4 「認定日」が認定有効期間初日とすると、市町村の認定年月日以降に短期集中リハビリテーションを開始した場合、1 月以内の期間に行われた場合の単位（120 単位・・・通所リハ）を算定できる期間が、非常に短くなるのではないか。

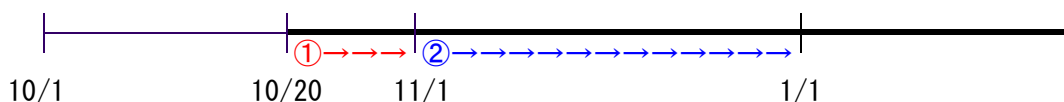
A 4 暫定ケアプランを作成することにより、算定期間は確保される。
（参考例を参照のこと）

（参考例） 認定有効期間初日・・・10/1 認定年月日・・・10/20

①・・・加算 1（120 単位） ②・・・加算 2（60 単位）

（太線が短期集中リハ実施期間で、矢印が加算の算定期間となる。）

○ 認定年月日以後に短期集中リハを開始した場合



○ 暫定ケアプランを作成し、認定年月日以前から短期集中リハを開始した場合

